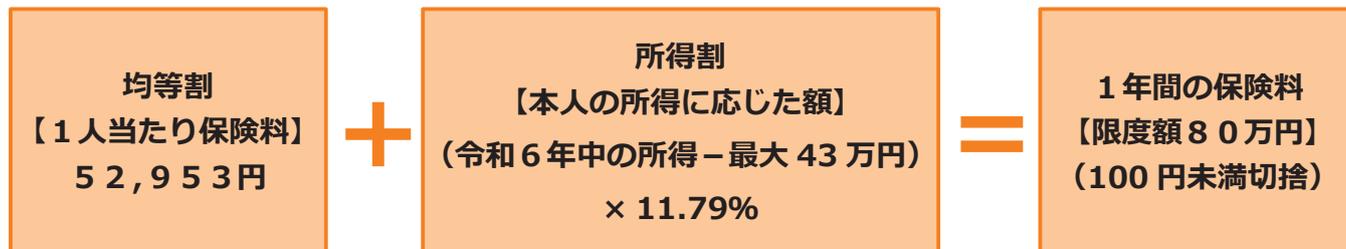


## 後期高齢者医療制度のお知らせ ～令和7年度の保険料について～

■ 令和7年度の保険料の計算方法等につきましてお知らせします。

《保険料の計算方法》



○ 1年間の保険料の上限額は、令和7年度は80万円です。

○ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

### ■ 保険料の軽減

《均等割の軽減（年額）》

世帯の所得により計算し、7割軽減、5割軽減、2割軽減となります。

○ 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

○ 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

○ 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合
	令和7年度
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	7割
43万円 + (30万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	5割
43万円 + (56万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	2割

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・ 給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・ 公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

※保険料の詳しい計算方法については、個別に郵送する納入通知書をご覧ください。

◆ お問合せ先 保健福祉課健康グループ ☎ 35-2120